

ヘルパーステーションレインボー

指定訪問介護事業・予防訪問介護相当サービス運営規程

はるな生活協同組合

(事業の目的)

第1条 はるな生活協同組合が開設するヘルパーステーションレインボー（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定予防訪問介護相当サービスの事業（以下「訪問介護等事業」という。）の適正運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は、訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助をいう。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|------------------------|
| 1.名称 | <u>ヘルパーステーションレインボー</u> |
| 2.所在地 | 高崎市上中居町 1454-1 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|-------|-----------|
| 1.管理者 | 1名（介護福祉士） |
|-------|-----------|
- 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- | | |
|-------------|---|
| 2.サービス提供責任者 | 介護福祉士2名以上（1名は管理者兼務） |
| 3.訪問介護員等 | 介護福祉士2名以上（常勤） サービス提供責任者兼務
介護福祉士・2級課程修了者10名以上（常勤・非常勤） |
- ただし、業務の都合により、増員することができるものとする。
- 訪問介護員等は、訪問介護等事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- | | |
|--------|--|
| 1.営業日 | 月曜日から日曜日とする。ただし、12月30日～1月3日までを除く。 |
| 2.営業時間 | 月曜～金曜日 午前8時から午後7時までとする。
土曜・日曜・祝日 午前8時から午後5時までとする。 |

(訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護等事業の内容は次のとおりとする。

1. 身体介護
2. 生活援助

(利用料等)

第7条 指定訪問介護等を提供した場合、利用料の額は、「厚生大臣が定める介護報酬告示上の額」とし当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割または 2 割、3 割の額とする。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、旧高崎市内（旧群馬郡、吉井町、新町を除く）とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護等実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1.採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- 2.継続研修 年 1 回～2 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった、後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、はるな生協と事業所の管理者とに基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日に改訂。

平成 24 年 4 月 1 日に改訂。

平成 27 年 10 月 16 日に改訂。

平成 27 年 11 月 4 日に改訂

平成 30 年 4 月 1 日に改訂

令和 3 年 4 月 1 日に改定